

令和7年10月15日

鎌倉市長 松尾 崇 様
鎌倉市都市景観部 建築指導課 様

抗議書

個人情報法第66条に基づく調査・是正指導および開発適格性の見直しを求める抗議書

由比ガ浜西自治会
会長 兵藤 沙羅

1. 趣旨

本書は、鎌倉市が保有していた「住民協定賛否を地図上に示した資料」（以下「当該資料」）が誤って外部に流出し、その後、開発事業者（大和地所レジデンス株式会社及びNTT都市開発株式会社）により不正に利用された疑いがある件について、**個人情報法第66条に基づく内部調査及び事業者に対する正式な調査・是正指導及びそれについての鎌倉市個人情報保護条例18条による鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問を求めるとともに かかる行為を行った事業者に由比ガ浜4丁目という貴重な市民共有資産の開発手続きを進めてよいのか、市として根本的に再考すべきであることを強く申し入れるものです。**

2. 経過の概要

1. 2024年4～6月、市が当該資料を誤って公開したことが判明し、市は後に謝罪しました。
2. 当該資料には氏名・住所の直接記載はないものの、地図上で賛否を色分けして示しており、現地確認により特定個人の意思を容易に識別できる**極めてセンシティブな個人情報**に該当します。

3. 住民複数名からの一致した証言により、大和地所レジデンス社の執行役員がこの資料を携行して住民宅を個別訪問し、不賛同者に対して発言・働きかけを行ったことが確認されています。
4. 鎌倉市は2025年6月の時点で、同社が資料のコピーを所持していたことを認め、「業者には協定を尊重するよう伝えている」と記者会見で述べています（東京新聞9月23日朝刊）。
5. しかしながら、市の対応は「コピー返却の受領」にとどまり、個人情報法第66条に基づく保有個人情報の漏洩の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置としての内部調査及び事業者に対する正式な調査・是正指導は行われていません。

3. 法的根拠

- 個人情報保護法66条は、行政機関の長等は、保有個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないと規定している。
- 個人情報保護法の改正に伴って改正された、個人情報の取り扱いに関する事業者に対する説明又は資料の提出の要請、是正措置の指導など、鎌倉市個人情報保護条例38条の規定が廃止されたのは、個人情報保護法66条に漏洩等の防止のために必要かつ適切な措置を講じる義務が整備されたからと解され、鎌倉市は個人情報保護法66条の漏洩等の防止のために必要かつ適切な措置として、内部調査とともに事業者に対する上記調査・是正指導をなすべき義務を負うと解される。
- また鎌倉市個人情報保護条例18条は、法66条1項の規定による措置を講じようとする場合には、鎌倉市情報公開個人情報保護運営審議会に諮問することができる」と規定している。

4. 本件の重大性と市の対応の不備

- 当該資料は、住民の思想・信条を推測可能な形で可視化した情報であり、他の個人情報よりも厳重な保護が求められる性質を持ちます。
- これを事業者が利用した結果、住民間の分断、誹謗中傷、心理的圧力が発生しています。

- 市は「確認した1件のコピー返却」のみをもって対応を終了していますが、個人情報保護法66条の漏洩等の防止のために必要かつ適切な措置の趣旨に照らし、これは明らかに不十分です。
- 調査・是正が行われないまま開発手続を継続することは、行政の公正中立性を損ない、市民の信頼を著しく失墜させる行為です。

5．市に求める措置

- 1) **個人情報保護法66条に基づく正式な内部調査と事業者への調査の開始**
大和地所レジデンス株式会社及び関係事業者に対し、資料入手経緯・使用目的・社内調査報告の提出を要請すること。
- 2) **是正・中止指導および必要に応じた勧告・公表**
不適切な取扱いが認められた場合には、個人情報保護法66条に基づき、是正・勧告・公表まで含む措置を取ること。
- 3) **鎌倉市個人情報保護条例18条による鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問**
弁護士・個人情報保護専門家等を含め、独立した形で情報提示経緯を調査すること。
- 4) **開発手続の一時停止**
調査・是正が完了するまで、開発事業等の「計画公開等結果報告書の確認」(条例第23条)を保留すること。
- 5) **個人情報保護委員会への報告と再発防止策の公表**
国家機関への報告を行い、再発防止策を明確に市民に示すこと。

6．市の公共的責任および開発の適格性に関する重大な懸念

今回の事案は、単なる個人情報漏洩の問題にとどまりません。

市が管理する情報を不正に利用して市民を分断するような行為を行った事業者に、由比ガ

浜4丁目という歴史的・景観的価値の高い土地の開発を任せてよいのかという根本的な問題点を提起するものです。

鎌倉は、歴史都市としての景観・文化・生活環境を次世代に継承する責務を有しています。

このような基本的信頼を欠く事業者に公共性の高い土地利用を委ねることは、単なる倫理上の問題にとどまらず、**行政のガバナンスおよび市民の権利保護の観点から看過できない問題です。**

したがって、個人情報保護法66条に基づく調査と是正措置を講じるのみならず、**本事業者に対する開発許可・協議継続の適格性そのものを再検討することが不可欠です。**

7. 結論

本件は、行政責任と事業者の倫理性の双方に関わる重大な事案であり、鎌倉市がこれを曖昧に処理することは、市民の信頼を失い、まちづくり条例および個人情報保護条例の理念を空文化させるものです。

したがって、鎌倉市に対し、

- ①個人情報保護法66条に基づく正式内部調査及び事業者への調査の実施
 - ②結果の公表と是正措置とこれらの鎌倉市個人情報保護条例18条による鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問、
 - ③事業者の開発適格性の再審査、
 - ④計画公開等結果報告書の確認通知の留保
- を早急に行うことを強く求めます。

法的根拠

法12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、必要な措置を講じるものとする。

法13条 地方公共団体は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講じるものとする。

法14条 地方公共団体は、個人情報の取り扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講じるものとする。

法66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

条例 18 条 法 3 章 3 節の施策を講じる場合

法 66 条 1 項の規定による措置を講じようとする場合

→鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

1. 法 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 →
必要な措置としては、次のとおりである。

1 内部調査

2 事業者に対する説明又は資料の提出の要請、是正措置の指導

2. 条例 18 条 法 66 条 1 項の規定による措置を講じようとする場合の
→鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問

以上

追記

私たちは令和7年10月6日に、上記と同じ主旨の抗議書を提出いたしました。当該抗議書の根拠として、鎌倉市のホームページに掲載されていた「鎌倉市個人情報保護条例」を引用いたしましたが、提出当日、市は同条例の掲載を市民への告知なく削除しました。鎌倉市の職員により、当該条例が既に廃止されていたことが確認されたためです。しかしながら、以下の点について強い不信と懸念を抱いております。

- ✓ 条例が改正されていたにも関わらず旧条例が掲載されていたことの不手際を一切公表していないこと。
- ✓ より重要なことは、誤掲載の事実を知り掲載を取りやめたことについて市民への説明が一切行われていないこと。
- ✓ 削除の時期と経緯が不自然であること：私たちが当該条例を根拠として抗議書を提出した「当日」に削除が行われており、行政の透明性や説明責任の観点から極めて不適切なこと。

本件は、単なるウェブサイト上の技術的な修正の問題ではなく、市民の信頼と行政の説明責任に関わる重要な問題です。

誠実な説明と今後の改善策を求めます。